

平成30年度 第9回今帰仁村農業委員会総会

招集年月日	平成30年 12月26日(水)			
開催場所	役場第2会議室			
開催日時	平成30年 12月26日 午後 13時 45分 開会			
	平成30年 12月26日 午後 17時 2分 閉会			
出席委員	1番	大竹 恭弘	5番	神谷 正
	2番	謝花 喜美	6番	比嘉 盛和
	3番	大城 司	7番	米須 清和
	4番	鈴木 江美子	8番	與那嶺 清
欠席委員番号				
議事録署名委員	2番	謝花 喜美	3番	大城 司

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議長 (開会)	今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から平成30年度 第9回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議長 (日程第1)	これより議事に入ります。 日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)

議長	異議なしと認め、書記には内間 稲（うちま りょう）さん、議事録署名委員には、2番 謝花 喜美（じやはな よしみ）委員、3番 大城 司（おおしろ つかさ）委員を指名します。
議長 (日程第2)	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議長 (日程第3)	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事務局	(諸般の報告) 報告1 利用権設定農地の貸借終了・中途解約のお知らせについて 報告2 農業委員等の綱紀肃正について 報告3 利用意向調査について 報告4 現地確認依頼について
議長 (日程第4)	日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第 52 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第 53 号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第 54 号 非農地証明願いについて 議案第 55 号 農地法第5条許可申請の取下げ願いについて 議案第 56 号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第 57 号 今帰仁農業振興地域整備計画書の変更についての 意見決定について 以上です。 本日の提案された議案第52号から第57号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが8件ございます。現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)

議長	異議がないようありますので、ただ今から現地調査のため休憩をいたします。
	休憩（現地調査） 午後 13時 50分 再開 午後 16時 19分
議長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは私のほうから議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。 お手元の資料 1ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容を説明) 以上です。
議長	ただ今、説明がありました議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。 (質疑なしの声あり)
議長	議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議はございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第53号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。
事務局	それでは、私のほうから議案第53号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。お手元の資料 3ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第53号「農用地利用集積計画の意見決定について」の内容を説明)

	<p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、所有者が亡くなっている申請については、相続人の同意書の提出を確認済みであり、借受人が村外在住者である申請についても耕作証明書、農地台帳の提出があり、その内容についても確認済みです。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今、説明がありました議案第53号「農用地利用集積計画の意見決定について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委員	今回、新規就農者の案件がいくつかあり、5条面接の場合は申請地の農業委員が面接担当するが、新規就農面接については8/1調査や人・農地プランの関連で申請地の農業委員ではなく、住所地がある農業委員が担当することで考え方を統一したいです。
議長	それでよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
委員	所有権移転の案件ですが、農振確認と羽地大川受益区確認をしてほしいです。
事務局	はい、わかりました。
議長	よろしいでしょうか。議案第53号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	議案第53号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。
	それでは、続きまして、議案第54号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは私のほうから議案第54号「非農地証明願いについて」説明いたします。お手元の資料 7ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明)

	以上の農地につきまして現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。以上です。
議長	ただ今、説明がありました議案第54号「非農地証明願いについて」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委員	3番についてですが、家屋台帳や固定資産台帳等いつ建物が建っているかわかる資料を添付してほしいです。
事務局	はい、わかりました。
議長	よろしいでしょうか。議案第54号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	議案第54号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 それでは、続きまして、議案第55号「農地法第5条許可申請の取下げ願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第55号「農地法第5条許可申請の取下げ願いについて」説明いたします。 お手元の資料 8ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、農地法第5条許可申請の取下げ願いの内容を説明) 以上です。
議長	ただ今、説明がありました議案第55号「農地法第5条許可申請の取下げ願いについて」補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。
委員	確認ですが、この申請はまだ県から許可を受けていないから取り下げっていうことですよね？許可が出ていたら事業計画変更っていうことですよね？
事務局	はい、県からまだ許可が出ておらず、進達途中でしたので取り下げ申請です。

議長	よろしいでしょうか。議案第55号「農地法第5条許可申請の取下げ願いについて」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	議案第55号「農地法第5条許可申請の取下げ願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 それでは、続きまして、議案第56号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私の方から議案第56号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番から説明いたします。 お手元の資料 9ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第56号整理番号1番について内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。
議長	ただ今、説明がありました議案第56号整理番号1番について補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。
委員	確認ですが、法人の場合は議案書の申請者名に会社名と代表者名までいれていますが、今回は会社名だけですね？
事務局	すみません、代表者名は○○○です。
委員	この申請、前回許可したプールの申請と同じ申請法人なんですけど、このプール施設利用者と以前申請法人の社長個人で申請し許可した宿泊施設の利用者を申請地近くの海水浴場に誘導するという形でしたよね？海水浴場まで行く道が通りにくい点が少し疑問ですが、申請地は使える農地でもないので大丈夫かなと…。
議長	よろしいでしょうか。議案第56号整理番号1番について異議はございませんか。

	(異議なしの声あり)
議長	<p>異議なしのことでのありますので、議案第56号整理番号1番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>つづきまして議案第56号整理番号2番についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから、議案第56号整理番号2番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第56号整理番号2番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、説明がありました議案第56号整理番号2番につきまして補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。</p>
	(質疑なしの声あり)
議長	<p>議案第56号整理番号2番について異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議長	<p>異議なしのことでのありますので、議案第56号整理番号2番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>つづきまして議案第56号整理番号3番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから、議案第56号整理番号3番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第56号整理番号3番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、説明がありました議案第56号整理番号3番について、補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。</p>

	(質疑なしの声あり)
議長	議案第56号整理番号3番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第56号整理番号3番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第57号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第57号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」説明いたします。</p> <p>お手元の資料10ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第57号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」整理番号重要変更30-29の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今、説明がありました議案第57号 整理番号重要変更 30-29について、現地調査を踏まえ、ご質問・ご意見はございませんか。
委員	この申請地はコンクリートを打って農業用施設を建てると思うが区分的には大丈夫ですか。
委員	土地改良区でもある程度の面積があって管理棟等認められている案件もあるじゃないですか。なので作業場も60坪未満であれば大丈夫ではないでしょうか。
事務局	農業用施設は200m ² 以内であれば届出だけで4条・5条申請をしなくても大丈夫です。コンクリートを打つ場合、3坪以上であれば建築工事申請が必要になります。
委員	この申請の変更にかかる面積についてですが、図面を見る限り建物面積だけ申請していると思いますが、入り口や進入路等含めた面積ではなくて大丈夫でしょうか。

委 員	申請自体は問題ないが、申請者が後々困らないように変更面積をもう一度確認してほしいです。
議 長	議案第57号整理番号重要変更30-29について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第57号整理番号重要変更30-29については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。

